

病児・病後児保育事業（非施設型（訪問型））について

	施設型		(新規)非施設型(訪問型)	体調不良児対応型
	病児対応型	病後児対応型		
事業の体系	地域の子どもを対象に病児を受入 (病後児も対応可)	地域の子どもを対象に病後児を受入	病児対応型・病後児対応型と同様	自園の子どもを対象に体調不良児への対応のほか、保育所入所児童に対する保健的な対応や地域の子育て家庭等に対する相談支援を実施
実施主体	市町村又は市町村が適切と認めた者			
対象児童	当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから、集団保育が困難であり、かつ保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市町村が必要と認めた小学校3年生までの児童	病気の回復期であり、かつ、集団保育が困難で、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市町村が必要と認めた小学校3年生までの児童	病児対応型・病後児対応型と同様	事業実施保育所に通所しており、保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童であって、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を必要とする児童
実施場所	病院・診療所、保育所等		利用児童(保護者)自宅	保育所
実施要件	設備基準	<ul style="list-style-type: none"> ・病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設であること ・保育室及び児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室を有すること ・調理室を有すること(本体施設等の調理室との兼用可) ・事故防止及び衛生面に配慮されているなど、児童の養育に適した場所とすること 		<ul style="list-style-type: none"> ・保育所の医務室、余裕スペース等で、衛生面に配慮されており、対象児童の安静が確保されている場所とすること
	人員基準	<ul style="list-style-type: none"> ・看護師…利用児童おおむね10人につき1名以上配置すること ・保育士…利用児童おおむね3人につき1名以上配置すること 		<ul style="list-style-type: none"> ・看護師等を常時2名以上配置 ただし、次のア～エいずれかの要件を満たす場合には、体調不良児の看護を担当する看護師等を1名以上配置 <ul style="list-style-type: none"> ア 延長保育を2時間以上実施している保育所 イ 夜間保育所 ウ ヘキ地(山間地・離島・過疎地)に所在する保育所 エ 旧自園型実施保育所 ・預かる体調不良児の人数は、看護師等1名に対して2名程度とすること
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・集団保育が困難であり、かつ、保護者が家庭で保育を行うことができない期間内で対象児童の受け入れを行うこと (この他に、留意事項として医療機関との連携、感染の防止の規定あり)		<ul style="list-style-type: none"> ・報告書の作成 ※上記の他、医療との連携等について、規定
負担割合	国 1/3 都道府県 1/3 市町村 1/3 (国 1/3 指定都市・中核市 2/3)			